

契 約 書（案）

支出負担行為担当官 近畿地方環境事務所総務課長 松本 和也（以下「甲」という。）
は、
（以下「乙」という。）と令和7年
度マリンワーカー事業吉野熊野国立公園田辺湾周辺海域における造礁サンゴ群集保全に
向けた調査等業務（以下「業務」という。について、次の条項により契約を締結する。

（契約の内容）

第1条 乙は、別添の仕様書に基づき業務を行うものとする。

（契約金額）

第2条 契約金額は金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）
とする。

（履行期間及び履行場所）

第3条 履行期間及び履行場所は次のとおりとする。

履行期間 契約締結日から令和8年3月19日

履行場所 仕様書のとおり

（契約保証金）

第4条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

（再委任等の制限）

第5条 乙は、業務の処理を他人（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2
条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）に委託し、又は請け負わせ
てはならない。但し、書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。

（監督）

第6条 乙は、甲の指示監督により業務を行うものとする。

2 業務の遂行にあたって疑義又は不明の点が生じたときは、甲の指示に従うものとする。

（検査及び引渡し）

第7条 乙は、業務の全部を完了したときは業務終了報告書を作成し、その旨を書面によ
り甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、その日から10日以内に検査を行い、検査に合格
した後、乙が成果物の引渡しを申出たときは、直ちにその引渡しを受けなければならない。
い。

3 乙は、前項の検査に合格しないときは直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。
この場合においては、前項の期間は甲が乙から修補を終了した旨の通知を受けた日
から起算する。

(契約金額の支払い)

第8条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、契約金額（この契約の締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。以下同じ。）の支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内（以下「約定期間」という。）に契約金額を支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第9条 甲は、第8条の約定期間内に契約金額を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、契約金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払わないことが、天災地変等甲の責に帰すことのできない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。

(仕様書等の変更)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、仕様書等の変更内容を乙に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第11条 天災地変その他止むを得ない事由により、業務の遂行が困難となったときは、乙は、甲と協議の上契約の解除を行うものとする。

2 前項の規定により契約を解除するときは、第7条から9条までの規定に準じ精算する。

(契約の解除)

第12条 甲は、次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙の責に帰する事由により、乙がこの契約の全部又は一部を履行する見込みがないと認められるとき。

二 乙が第5条、第19条又は第19条の2若しくは第20条の規定に違反したとき。

三 乙又はその使用人が甲の行う監督及び検査に際し不正行為を行い、又は監督官等の職務の執行を妨げたとき。

四 履行期限内に業務終了報告書の提出がなかったとき。

2 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害

を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

3 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、催告することなくこの契約を解除することができる。

一 暴力的な要求行為

二 法的な責任を超えた不当な要求行為

三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

四 偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為

五 その他前各号に準ずる行為

(再受任者等に関する契約解除)

第13条 乙は、契約後に再受任者等（再受任者及び共同事業実施協力者並びに乙、共同事業実施協力者又は再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が第12条第2項及び第3項の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）であることが判明したときは、直ちに当該再受任者等との契約を解除し、又は再受任者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再受任者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受任者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受任者等との契約を解除せず、若しくは再受任者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

(違約金等)

第14条 甲が第12条又は前条第2項の規定により契約の全部又は一部を解除した場合は、乙は契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 次に掲げる者が契約を解除した場合は、乙は契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」

という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「乙等」という。)に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、乙(法人にあつては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

4 乙が前三項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

5 第1項、第2項及び第3項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超える場合において、甲がその超える分の損害を損害金として請求することを妨げない。

(損害賠償)

第15条 甲は、第12条又は第13条第2項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

(表明確約)

第16条 乙は、第12条第2項及び第3項のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、解除対象者を再受任者等としないことを確約する。

(不当介入に関する通報・報告)

第17条 乙は、自ら又は再受任者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再受任者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(担保責任)

第18条 甲は、第7条の規定により引渡しを受けた後1年以内に契約の内容に適合しないものであることを発見したときは、契約不適合である旨を乙に通知し、修補又は既に支払った契約金額の一部を返還させることができるものとする。

(秘密の保全)

第19条 乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に洩らし又は他の目的に利用してはならない。

(個人情報の取扱い)

第19条の2 乙は、甲から預託された個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。）及び特定個人情報（マイナンバー（個人番号）をその内容に含む個人情報をいう。）（以下、「個人情報」という。）については、善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

2 乙は、甲から預託された個人情報を取り扱わせる業務を再委任等する場合は、事前に甲の承認を得るとともに、本条に定める、甲が乙に求めた個人情報の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該再受任者等も講ずるように求め、かつ当該再受任者等が約定を遵守するよう書面で義務づけなければならない、承認を得た再受任者等の変更及び再受任者等が再々委任等を行う場合についても同様とする（以下、承認を得た再受任者等を単に「再受任者等」という。）。

3 乙は、前項の承認を受けようとする場合は、あらかじめ書面により甲の承諾を得なければならない。

4 乙は個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

5 乙は、個人情報を取り扱う従事者の明確化、従事者に対する監督・教育を行うものとする。

6 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合はこの限りでない。

一 甲から預託された個人情報を第三者（前項記載の書面の合意をした再受任者等を除く。）に提供し、又はその内容を知らせること。

二 甲から預託された個人情報について、甲が示した利用目的（特に明示がない場合は本契約の目的）の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。

三 特定個人情報を取り扱う業務において、乙（再受任者等があるときは再受任者等を含む。）の事務所、事業場等から外部に特定個人情報を持ち出すこと。

7 乙は、甲から預託された個人情報を取り扱う場合には、責任者及び取扱者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について定めた書面を甲に提出するとともに、個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理（再受任者等による管理を含む。）のために必要な措置を講じなければならない。

8 甲は、個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて必要があると認めるときは、所属の職員に、乙（再受任者等があるときは再受任者等を含む。）の事務所、事業場等において、甲が預託した個人情報の管理が適切に行われているか等について実地検査等の調査をさせ、乙に対し必要な指示をさせることができる。

9 乙は、業務の完了又は契約解除等により、甲が預託した個人情報が含まれる紙媒体及び電子媒体（これらの複製を含む。）が不要になった場合には、速やかに甲に返却又は破砕、溶解及び焼却等の方法により個人情報を復元困難及び判読不可能な方法により廃

棄若しくは消去し、その旨を書面により甲に報告しなければならない。ただし、甲が別段の指示をしたときは、乙はその指示に従うものとする。

- 10 乙は、甲から預託された個人情報の漏えい、滅失、毀損、不正使用、その他本条に違反する事実を認識した場合には、直ちに自己の費用及び責任において被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、甲に当該事実が発生した旨、並びに被害状況、復旧等の措置及び本人（個人情報により識別されることとなる特定の個人）への対応等について直ちに報告しなければならない。また、甲から更なる報告又は何らかの措置・対応の指示を受けた場合には、乙は当該指示に従うものとする。
- 11 乙は、甲から預託された個人情報以外に、業務に関して自ら収集又は作成した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づいて取り扱うこととし、甲が別段の指示をしたときは当該指示に従うものとする。
- 12 乙は、乙又は再受任者等の責めに帰すべき事由により、業務に関連する個人情報（甲から預託された個人情報を含む。）の漏えい、滅失、毀損、不正使用、その他本条に係る違反等があった場合は、これにより甲又は第三者に生じた一切の損害について、賠償の責めを負う。
- 13 本条の規定は、本契約又は業務に関連して乙又は再受任者等が甲から預託され、又は自ら取得した個人情報について、業務を完了し、又は解除その他の理由により本契約が終了した後であっても、なおその効力を有する。

（債権譲渡の禁止）

- 第20条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。
- 2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払による弁済の効力は、甲が、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

（紛争又は疑義の解決方法）

- 第21条 この契約について、甲乙間に紛争又は疑義を生じた場合には、必要に応じて甲乙協議して解決するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 住所 大阪府大阪市北区天満橋1-8-75 桜ノ宮合同庁舎4階
氏名 支出負担行為担当官
近畿地方環境事務所総務課長 松本 和也 

乙 住所
氏名



令和 7 年度マリンワーカー事業
吉野熊野国立公園田辺湾周辺海域における造礁サンゴ群集保全に向けた調査等業務
仕様書

1. 業務の目的

吉野熊野国立公園和歌山県海岸地域の海域は、黒潮の影響により、温帯域でありながら、サンゴ群集を始めとする亜熱帯性の海洋生物が生息・生育し、色鮮やかな海中景観が広がっている。加えて、岩礁、藻場などが分布する浅海域や干潟、砂浜、礫浜などの潮間帯を中心に海洋の浄化能力に優れ、海洋生物の産卵や育成に欠かせない生息域として、海洋の生態系や多様性、漁業生産性の根幹を支える存在となっている。

そこで、保護及び適正な利用を図るために、当該地域の海域は広範に海域公園地区に指定されている。

しかしながら、当該地域における海域公園地区の中でも、特にサンゴ群集を中心とした傑出した海中景観を有し、田辺白浜海域公園地区に指定されている田辺湾周辺海域では、例年よりも低い平成 29 年度冬季の低水温により、大規模な白化現象が発生し、当該地域のサンゴ群集は深刻な被害を受けたところである。そこで今後、田辺湾周辺海域におけるサンゴ群集の保全・再生に向けて、サンゴ群集のモニタリング調査及び必要に応じたかく乱要因対策の検討・実施を行うことが不可欠である。

そこで本業務では、サンゴ群集の再生過程を把握するためのモニタリング調査を実施するとともに、サンゴ捕食生物の生息数調整を行うものである。

2. 業務対象地域

吉野熊野国立公園田辺白浜海域公園地区及び連続する普通地域（水深 10m 以浅の範囲）（和歌山県田辺市及び西牟婁郡白浜町：別添位置図参照）。

3. 業務内容

（1）サンゴ群集モニタリング調査

海水温の変化等がサンゴの生息状況等に与える影響を評価するとともに、サンゴ群集の変動を予測するためには、サンゴ群集の構造、個体群動態等を捉える必要がある。また、ほぼ死滅したミドリイシ属のサンゴが、どのように新規加入し、回復傾向にあるのかを把握する必要がある。このため、平成 30 年度マリンワーカー事業（吉野熊野国立公園田辺湾周辺海域における造礁サンゴ群集保全に向けた調査等業務）（以下「過年度業務」とする。）において設定した詳細調査地点 4 地点全て（以下「各調査地点」とする。）において、ア、イ及びウに示す調査を実施し、エに示す解析等を行うこと。なお、各調査地点の座標は以下のとおりであり、いずれも水深 10m 以浅の地点である。

- ・ 田辺湾沖島西 33° 43' 08.2"N 135° 19' 27.2"E
- ・ 田辺市天神崎丸山 33° 43' 33.5"N 135° 21' 06.5"E
- ・ 白浜町四双島 33° 41' 30.7"N 135° 19' 34.0"E

・白浜町円月島 33° 41' 19.7"N 135° 20' 07.7"E

ア. 水温変動の計測

過年度業務において各調査地点に1個ずつ設置した水温測定用のデータロガー（Onset 社製 HOB0 ウォーターテンププロ V2）について、計測データの回収を行うため、7月と1月の2回スクーバ潜水により同品（4個）との交換を行うこと。なお、データロガーの交換は、1回は環境省田辺管理官事務所担当官（以下「担当官」とする。）より貸与する同品（4個）、1回は請負業者において同品（4個）を購入し交換すること。また、データロガーの測定データ抽出のためのパソコンとの接続機器（USB ベースステーション BASE-U-4）については、貸与する。測定データ抽出した後、交換したデータロガー及び接続機器は担当官に返却すること。

交換に当たっては、台風の影響等も考慮し十分な破損・流出防止策を講じること。

参考：作業は各調査地点において交換1回当たり作業員2名、4時間程度での実施を想定している。また、田辺市天神崎丸山を除いた3地点については、小型船舶1隻の使用を想定している。

イ. ベルトトランセクト法による詳細調査

業務期間中1回（9～12月頃を想定）、各調査地点において設置された調査区（15m×2m）において、デジタルカメラを用いて1m×1mの方形枠を繰り返して撮影し、調査区全体の状況を記録する。加えて、方形枠内の造礁サンゴ類の同定に用いるため、1m×1mの枠を4分割した50cm×50cm枠の写真も撮影すること。また、以下に記載する事項についても記録を行うこと。

- i) 水深、底質類型
- ii) 生サンゴ被度、死サンゴ（明らかに同年度中に死亡したと判断される群体）被度
- iii) サンゴ種別被度
- iv) 稚サンゴ属別出現数（長径5cm未満の群体）
- v) サンゴ種別群体数（長径5cm以上の群体）
- vi) 植被（サンゴ以外の藻類等植物における優占種及び被度）
- vii) サンゴ以外の主な表在底生生物の分布
- viii) 白化現象、病気及びサンゴ捕食生物等の分布

参考：作業は各調査地点において1地点当たり、作業員3名、1日程度でのスクーバ潜水による実施を想定している。また、田辺市天神崎丸山を除いた3地点については、小型船舶1隻の使用を想定している。

なお、本調査の調査員のうち1名は、作業指示者としてサンゴ礁生態系に係る調査等の経験年数を5年以上有するものを配置すること。

また、調査時にはあわせて（1）アに記載の水温測定用データロガーについて設置状況の点検を行い、必要に応じて補修を行うこと。

ウ. 稚サンゴに注目したサンゴ群集の再生状況調査

業務期間中1回（9～12月頃を想定）、田辺市天神崎丸山を除く各調査地点周辺

のミドリイシ属の稚サンゴが多いと推測される海域において、水底に設定した 100 m のメジャーに沿って、左右それぞれ 2.5 m 幅（全幅 5 m）を移動しながら、以下に記載する事項について記録を行うこと。

- i) 出現数（生息個数の把握）
- ii) 写真とサイズ（サンゴ種と生息年数を推測）
- iii) 1 m²当たりの生息数（サンゴ加入度による回復傾向を評価）
- iv) 出現場所（生息場所の傾向を知る）
- v) 白化状況（サンゴの健康度合いや生死判断）

参考：作業は各調査地点において 1 地点当たり、作業員 2 名、1 日程度でのスクーバ潜水による実施を想定している。また、小型船舶 1 隻の使用を想定している。

なお、本調査の調査員のうち 1 名は、作業指示者としてサンゴ礁生態系に係る調査等の経験年数を 5 年以上有するものを配置すること。

エ. 調査結果の可視化及び解析

ア、イ及びウで得られた調査結果について、必要な可視化を行うとともに、サンゴ群集の再生過程の把握に必要な解析等を行うこと。

(2) サンゴ捕食生物の生息数調整

過年度業務において、サンゴ捕食生物であるレイシ貝類の増加が確認されたことから、以下の生息数調整を実施すること。

・田辺市天神崎丸山におけるレイシ貝類の除去

(1) の各調査地点のうち田辺市天神崎丸山において、7～9 月頃にサンゴ捕食生物であるレイシ貝類の除去作業を実施すること。なお、作業は作業員 2 名、1 日程度でのスクーバ潜水による実施を想定している。

(3) 安全対策

(1)、及び(2)のうち、特にスクーバ潜水や小型船舶の使用を伴う業務については、潜水士資格保有者が従事する等、関係法令を遵守し、作業員の安全を確保した上で、実施すること。また、事前に安全対策を含めた実施計画を作成し、各種免許証のコピーと合わせ担当官に提出すること。

(4) 打合せの実施

業務期間中に 3 回程度、環境省田辺管理官事務所（所在地：和歌山県田辺市）において担当官と打合せを実施すること。各回 1 名、4 時間程度での実施を想定している。

(5) 報告書及び業務実績報告書の作成

(1) 及び(2)について、業務結果を取りまとめるとともに、必要な考察等を行

い、報告書を作成すること。また、様式 1 により業務実績報告書を作成し、併せて提出すること。

4. 貸与資料

業務期間中、必要に応じ以下の資料を貸与する。貸与資料は汚損の無いよう取り扱うとともに、業務終了時に速やかに返却すること。

- ・平成 30 年度マリンワーカー事業（吉野熊野国立公園田辺湾周辺海域における造礁サンゴ群集保全に向けた調査等業務）報告書
- ・令和元年度マリンワーカー事業（吉野熊野国立公園田辺湾周辺海域における造礁サンゴ群集保全に向けた調査等業務）報告書
- ・令和 2 年度マリンワーカー事業（吉野熊野国立公園田辺湾周辺海域における造礁サンゴ群集保全に向けた調査等業務）報告書
- ・令和 3 年度マリンワーカー事業（吉野熊野国立公園田辺湾周辺海域における造礁サンゴ群集保全に向けた調査等業務）報告書
- ・令和 4 年度マリンワーカー事業（吉野熊野国立公園田辺湾周辺海域における造礁サンゴ群集保全に向けた調査等業務）報告書
- ・令和 5 年度マリンワーカー事業（吉野熊野国立公園田辺湾周辺海域における造礁サンゴ群集保全に向けた調査等業務）報告書
- ・令和 6 年度マリンワーカー事業（吉野熊野国立公園田辺湾周辺海域における造礁サンゴ群集保全に向けた調査等業務）報告書
- ・令和 3 年度グリーンエキスパート事業（吉野熊野国立公園田辺湾周辺海域における造礁サンゴ群集等保全調査手法検討業務）報告書
- ・令和 4 年度グリーンエキスパート事業（吉野熊野国立公園田辺湾周辺海域における造礁サンゴ群集等保全調査手法検討業務）報告書

5. 業務履行期限

令和 8 年 3 月 19 日まで

6. 成果物

紙媒体：報告書 3 部（A 4 版両面カラー 250 頁程度 ファイル綴じ）

業務実績報告書（様式 1）

提出場所：環境省田辺管理官事務所

7. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、環境省が保有する。

- (2) 請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物の中に請負者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

8. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について担当官に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。
また、請負業務において請負者が作成する情報については、担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。
また、請負業務において請負者が作成した情報についても、担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

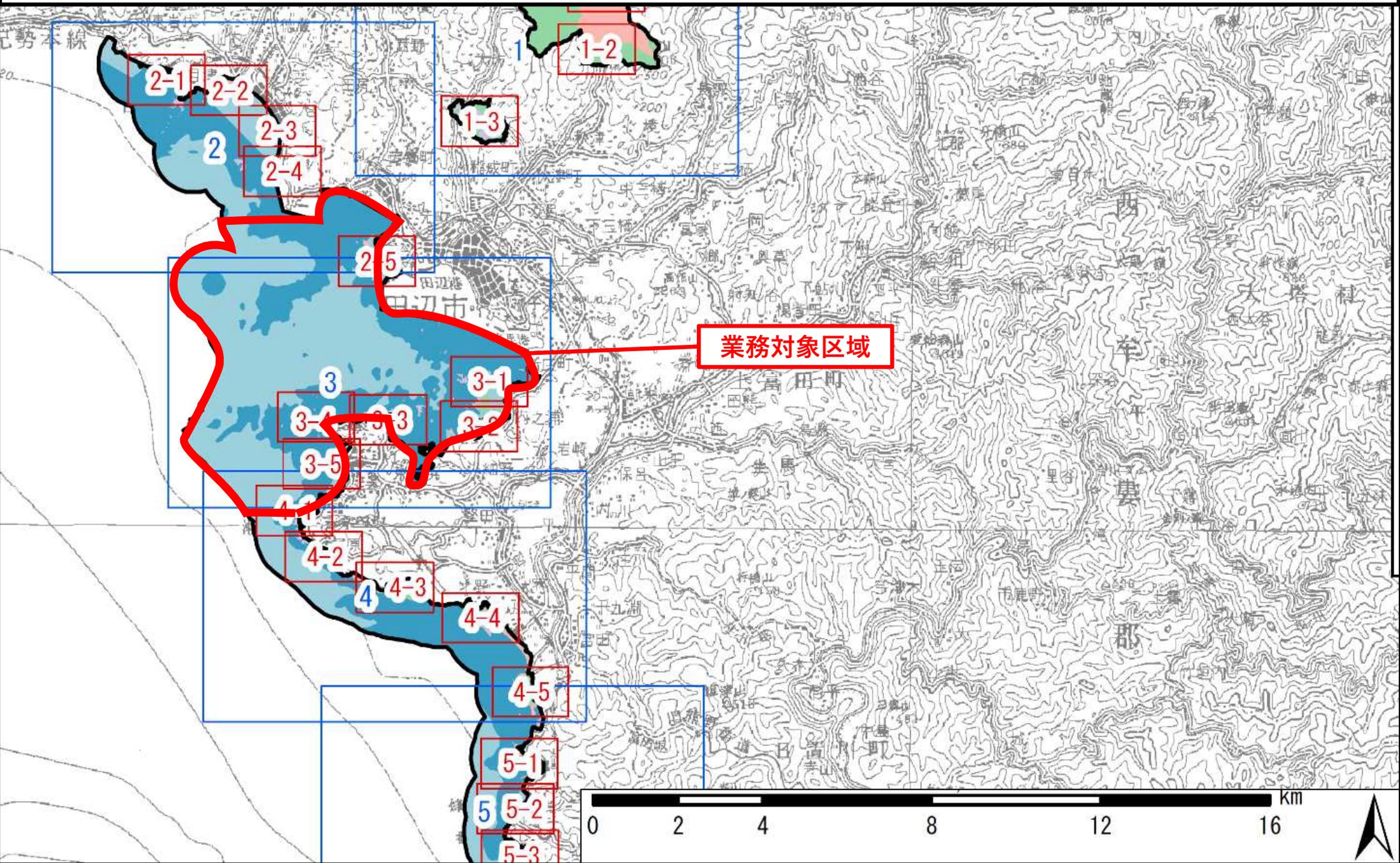
(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

9. その他

請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。

令和7年度マリンワーカー事業
吉野熊野国立公園田辺湾周辺海域における造礁サンゴ群集保全に向けた調査等業務
業務対象地域



様式 1

令和 7 年度マリンワーカー事業
吉野熊野国立公園田辺湾周辺海域における造礁サンゴ群集保全に向けた調査等業務
事業実績報告書

(地域密着事業)

事業名	令和 7 年度マリンワーカー事業 吉野熊野国立公園田辺湾周辺海域における造礁サンゴ群集保全に向けた調査等業務		
事業実施場所	吉野熊野国立公園 (田辺白浜海域公園地区)		
事業地	和歌山県田辺市、西牟婁郡白浜町		
請負金額	円	土地所有者	
事業分野	②保全対象生物のモニタリングに関する業務	事業年度	令和 7 年度

事業内容	実施月日	日数	人数	金額	備考
(請負先)					
事業効果	(箇所数、距離、数量等の合計)				
	・延べ雇用者数				人日

- 注 1 「事業内容」欄は、具体的な事業実施内容を項目毎に記載するものとし、①具体的実施場所、②事業成果（箇所数、数量、延べ人日等、可能な限り数値を記載）、③請負者等を記載。
2 当該事業の実施状況や事業効果が分かる写真（数枚）や新聞記事を電子データで添付。
3 「備考」欄は、写真番号や特記事項を記載。